

# 文教常任委員会 特定テーマに関する調査研究報告書

## 1 テーマ

### 『児童生徒等に対する新型コロナウイルス感染症の影響及びその対応について』

新型コロナウイルス感染症は、全国一斉の臨時休業にはじまり、学校現場にも大きな影響を及ぼしている。学習面での影響もさることながら、修学旅行や体育祭など学校行事の中止や縮小、全国大会の中止をはじめとした部活動の制限、その他にも様々な教育活動が大きな制約や変更を余儀なくされている。また、多くの大学では対面授業ではなくオンライン授業を実施しており、満足した大学生活を送れていない学生も少なくない状況である。

日常生活でも、新型コロナウイルス感染症への恐れや不安、外出が制限され自宅で多くの時間を過ごすことによるストレス、アルバイト収入減等による経済的困窮、その他新型コロナウイルス感染症を原因とした様々な理由から、児童生徒等の精神的・身体的な影響が危惧され、心のケア等が求められている。

県教育委員会においても、令和3年度の重点目標として「新型コロナウイルス感染症を踏まえた教育活動の実施」を掲げており、「児童生徒の心のケアへの配慮」について取り組むとしているところである。

そこで、実際に新型コロナウイルス感染症が児童生徒等にどのような影響を与えているか、その影響に対して教育委員会等がどのように対応してきたかについて調査し、今後どのように対応していくべきかについて研究する。

## 2 調査・研究の内容

### (1) 当局の取組（特定テーマに関するもの）

○開 催 日 令和3年10月25日

○場 所 第7委員会室

○報 告 者 ①教育委員会事務局 体育保健課 北中 課長  
～県立学校の感染防止対策～

②県立姫路西高等学校 清瀬 校長  
～コロナ禍における学校運営（高等学校）～

③県立芦屋特別支援学校 半田 校長  
～コロナ禍における学校運営（特別支援学校）～

○主な説明等（体育保健課）

#### 【基本的な考え方】

- ・ 「学校に持ち込まない、学校内で感染拡大させない」を基本に、感染防止対策を徹底し、教育活動を継続する。

- ・ 児童生徒の学びの保障や心身への影響等を考慮し、地域一斉の臨時休校は行わないが、学校保健安全法第 20 条に基づき、臨時休業は次の状況を目安に、臨機応変に対応する。
  - ① 学級に複数の感染者等が発生した場合は、学級単位で臨時休業
  - ② 上記の状況が複数の学級で発生した場合は、学年・学校単位で臨時休業

#### 【基本的な感染防止対策の徹底】

- ・ 家族を含め体調不良の者がいる場合は登校しないことを徹底。感染不安等の合理的理由がある場合は欠席扱いにしない。
- ・ 不織布マスク着用を強く奨励。給食の際は同一方向を向き、黙食を徹底。
- ・ 新型コロナウイルスに対する理解促進のため、学校に学校医等を派遣。

#### 【授業継続の体制強化】

- ・ 県立学校教職員のワクチン優先接種。授業内容や進捗、学級の情報共有等を教職員間で徹底。
- ・ オンラインによる授業配信、教科指導に関する動画作成。G o o g l e C l a s s r o o m等を活用した個別指導、クラス単位での学習支援。通信環境のない家庭への通信機能付きタブレット端末機器貸与（500 台）。

#### 【部活動、修学旅行等の対応】

- ・ 十分な感染防止対策を実施した上で部活動（練習試合、合宿等を含む）を行う。
- ・ キャンセル料を支援することから、感染状況を踏まえて実施の時期・場所等を適切に判断。

#### 【カウンセリング体制の強化、差別やいじめの防止の徹底】

- ・ SNS 悩み相談の活用を周知。児童生徒の状況把握のため個人面談等を拡充。スクールカウンセラーの活用を促進。ストレス対処法等の特別授業等を実施。
- ・ 新型コロナに関する偏見や差別、いじめ防止等に向けた指導を徹底。

### ○主な説明等（県立姫路西高等学校）

#### 【令和 2 年度の教育活動】

- ・ 当初のオンライン教育では、学習の進捗を周囲の生徒と比較しづらい不安等から前年同時期の生徒よりも理解定着率が低かったため、休校措置解除後に補習を実施。
- ・ 職員室に大型ディスプレイを設置し、各教員がオンライン授業や学年集会を実施できる環境を整備するほか、生徒の発表をオンラインで大学教授等に講評してもらう取組を実施。

#### 【令和 3 年度の教育活動】

- ・ グループや日程を分割し競技を実施するなど、体育祭等の行事を工夫して実施。
- ・ 従来での対面での国際交流を I C Tを活用して実施するほか、オンラインにより生徒がアバターで参加する S S Hの学校発表会を実施。

#### 【コロナ禍収束後に予想される学校教育の未来】

- ・ オンライン会議の増加に伴い、教員の移動時間を校務に回すことができる。
- ・ 大学等とオンラインでつながり専門性を早期に高める学習が可能になるほか、生徒が自らの特性に応じて講師を選択できる個別最適化された学びが促進される。
- ・ 生徒や保護者との面談がオンラインでも可能となり夜間対応が増える一方、長期

休業中の補習のオンライン実施によりペーパーレス化や空調費節減になる。

- ・ オンライン化や部活動の外部委託等が進む中、「学校に行かなくてもいいのではないか」という意見が出る可能性も想定し、登校の意義や各学校の文化、ポリシーをより明確にしていく必要がある。
- ・ ICTの多用により、生徒同士や教職員とのつながりが希薄になる恐れがあり、コミュニケーション能力や人間性を涵養するために、人間としての心豊かな触れ合いがより重要になる。

## ○主な説明等（県立芦屋特別支援学校）

### 【教育活動の工夫】

- ・ 障害種別によっては日常生活の指導や介助の際に距離の確保が難しいため、学習面では集団のコンパクト化による距離の確保や消毒を徹底。
- ・ マスク着用には抵抗がある触覚過敏等の生徒には、着用の習慣化を地道に指導しながら学習を実施。
- ・ 給食（摂食）指導を要する生徒には、給食の際に壁向きの配席やパーテーションの設置により飛沫防止に努めるほか、指導教員との接触を減らすため教員の食事時間をずらすなど工夫。
- ・ 登下校時の感染対策としてスクールバスの着席位置の工夫、登校時の健康チェック待機場所の視覚化、バス乗降時の検温を実施。また、生徒を放課後等デイサービス事業所へ引き渡す際、送迎車の待合場所が密にならないよう生徒の乗車時間をずらすなど工夫。
- ・ 修学旅行等の校外活動は延期や中止、日帰りとし、入学式や始業式等は簡素化、分割、リモート等により開催。

### 【コロナ禍収束後に予想される学校教育の未来】

- ・ 式典の簡素化により生徒が落ち着いて参加できるようになったり、リモートでの実施により生徒の集中力や興味関心を高める場合がある。
- ・ 学習集団のコンパクト化により生徒の特性に応じた学習の場づくりを再考するきっかけとなったほか、ICTの活用による授業や教材づくりの可能性が広がった。
- ・ 知的障害の生徒に対するオンライン学習では保護者の協力が必要となるなど、家庭との連携に課題がある。
- ・ オンラインによる共同学習やリモートによる居住地校交流により生徒の交流が進む一方で、放課後等デイサービスとの連絡がより密になるなど、地域との連携に課題もある。
- ・ 障害のある子供一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育の実現が求められる。

## ○主な意見等

- ・ 生の授業よりオンラインのほうが生徒の集中力が上がるなど、コロナ禍で功を奏した工夫や経験を今後も生かしてほしい。
- ・ 黙食で会話ができない環境が続くが、子供たちの心のケアに努めてほしい。
- ・ 特別支援学校でもオンライン面談ができるようにするべきではないか。
- ・ 学校内の消毒を徹底するための人員を増員する必要があるのではないか。

- ・ 卒業式やオープンスクールをオンラインで発信することで、学校に来られない保護者や地域との交流も進むのではないか。
- ・ スクールカウンセラーによる授業が実施できない学校もあるが、スクールカウンセラーを各学校に1人配置するなど、チームで支援する必要がある。
- ・ 感染症による受験の影響が心配されるが、感染が拡大した際に子供たちが安心して授業を受けられ、受験できる体制を整えてほしい。
- ・ 特別支援学校では特に感染拡大の予兆に注意し、早めの対応と保護者が不安にならない体制を整えてほしい。

## (2) 専門家の意見聴取について

○開 催 日 令和3年12月17日

○場 所 特別会議室

○報 告 者 ①兵庫県スクールカウンセラー・スーパーバイザー／臨床心理士

中村 経子 氏

～コロナ禍の学校における心のケア活動の実際～

②兵庫県立大学教授（減災復興政策科減災復興政策専攻）

富永 良喜 氏

～児童生徒等に対する新型コロナウイルス感染症の影響及びその対応～

### ○主な内容（中村経子氏）

#### 【メンタルヘルスの予防的取組】

- ・ ストレスを抱えることはおかしいと考える生徒がいるため、ストレスは誰にでもあることを教えるなど、メンタルヘルスの予防的取組が重要である。

#### 【コロナ休校明けの高校生の状況】

- ・ 試験がなくなったことで学習進度が分からず、自分が周囲より出遅れていないか不安である。
- ・ 欠席に引け目がなくなり、感染リスクが高い行動をとるようになった。
- ・ 行動制限を強いられることによる不満・苛立ちがある。
- ・ マスク着用で声かけが難しいなど、仲間づくりの失敗がある。
- ・ 死者が数字で扱われることを通じ、自分が無力であるかのように感じる。

#### 【コロナ禍を契機とした諸問題の顕在化】

- ・ 家庭内暴力、家族のアルコール・薬物依存等の悪化など、家族の「機能不全」について生徒及び保護者から相談があるほか、教員の不祥事に対する受け止め方に関する相談もある。
- ・ 相談することに偏見がある生徒を想定し、子供の心のケアについて保護者世代への啓発も必要。
- ・ 傷ついていることを隠し、とにかく頑張ろうとする雰囲気が見受けられる。

#### 【今後の課題】

- ・ コロナ禍から従来の生活に戻った際、環境変化への戸惑いによる不登校のほか、登校していても人と接触したくないなどの悩みも想定される。
- ・ 過去の大きな災害等に対する捉え方（記念日反応）が世代間で異なるほか、対面で

の研修機会に恵まれない中、若い世代の教職員への支援が必要である。

- ・ スクールカウンセラーに充てられている予算は、スクールカウンセラーが十分な対応を行うには不足している。

## ○主な内容（富永良喜氏）

### 【子供のストレス】

- ・ コロナ禍を受け、兵庫県教育委員会が実施した子供のストレスに関する組織的調査によると、休校による睡眠などの乱れや感染の恐怖など深刻な影響が出ている。
- ・ 困った際に人に助けを求める児童生徒ほどストレス反応が低く、ゲーム・SNS等の使用時間が長い児童生徒ほどストレス反応が高かった。

### 【コロナ禍での子供への対応】

- ・ 兵庫県教育委員会は、感染症の理解促進やスクールカウンセラーを活用した心のケアの授業等を実施しているが、全学年を通じ心の健康を学ぶ時間が不足している。

### 【中傷差別防止コロナ特別授業】

- ・ 中傷差別は症状の隠蔽につながり感染を広げるほか、ストレス障害のリスクを高めることを踏まえ、身近な人が感染した場合の心の反応と行動の関連を学ぶことで自殺、自傷の防止につながると考えられる。
- ・ 感染の仕組みやマスクの効果に加え、仮に感染した場合の心の反応傾向について十分な情報提供が必要である。

### 【今後の展望】

- ・ 心の健康やストレスへの対処のため、例えば、総合的な学習において全学年で防災と心のサポートを柱とした授業時間を十分確保することが必要である。
- ・ 教育相談は有効であるが、日本ではその在り方に関する悉皆研修がないことが課題である。児童生徒の心のつぶやきをできるだけ多く拾い上げ、ストレス要因を踏まえた児童生徒へのサポートが求められる。
- ・ 自殺、自傷を防ぐためには怒りなどで現れる行動の禁止だけでは不十分であり、感情を適切な表現に変える方法を学ぶ授業が必要である。
- ・ スクールカウンセラーが、相談業務に加えて心の健康授業について教員と打合せを行う時間を確保し、全学年で心の健康授業を行うほか、ICTを活用したストレスチェックツールの導入が必要である。
- ・ 学習指導要領を改訂し、心の健康授業を展開できるようにすることが必要である。

## ○主な意見等

- ・ 子供たちがマスク着用等の生活に慣れている現状も踏まえ、対応を模索していく必要がある。
- ・ 欠席者名を見えないようにした学校がある。用心深い地域ではコロナで家族が亡くなっても打ち明けづらい生徒もおり、同時多発で発生するコロナの対策は難しい。国や自治体のトップが、誹謗中傷が感染を広げることを学校の教育プログラムも含めて丁寧に発信する必要がある。
- ・ 周囲の教員にも不安が広がるので、職員研修や授業で話がしやすくなる仕掛けをつくり、中長期的にサポートを継続する必要がある。

暴力によるトラウマの悪影響や暴力に代わる望ましい関わりを平時から指導することで、事後の回復につながられる。

- ・ 自分の気持ちをもっと表現できる授業を望む子供の声を踏まえ、今後の教育を考え直すことが一つである。

友人と菓子を共有することで自傷行為を抑えられるようになった生徒がいたが、痛みを分かち合える社会が望ましい。

- ・ W e bによる教育手段の認定やそのための教員配置に加え、W e bを通じた海外の日本人学校の子供との交流も含めた支援が望ましい。
- ・ 親と子供では言葉の感じ方、使い方が異なり、激励の言葉でも子供が傷つく場合があるなど、親子世代のギャップを踏まえた言葉がけが必要である。
- ・ 国と県が発信すると現場は動きやすい。授業を経験した教員は、未経験の教員よりも心のケアに関する知識が高くなる。生徒に多く接する担任が心の健康の授業を行えるようにするなど、道徳と心の健康のバランスのとれた構成が望まれる。

### (3) 事例調査について — 特定テーマに関するもの —

#### ① 管内調査（7月20日：阪神地区）

##### ○県立西宮香風高等学校

- ・ コロナ禍における生徒や卒業生との交流の苦勞について

##### ○阪神教育事務所

- ・ コロナ禍の影響を踏まえた学校教育の取組について
- ・ コロナ禍における子供たちの心のケアについて

#### ② 管内調査（10月29日：但馬・丹波地区）（※オンラインによる調査）

##### ○但馬教育事務所

- ・ 児童生徒のひきこもり防止に向けた社会ぐるみの取組及び教員への教育について
- ・ コロナによる休校の対応について
- ・ 不登校の問題に対するオンライン活用について

##### ○丹波教育事務所

- ・ 不登校児童生徒の現状及び対応について
- ・ 不登校の問題に対する地域または市町等との連携の推進について

#### ③ 管内調査（1月26日：東播・淡路地区）（※オンラインによる調査）

##### ○播磨東教育事務所

- ・ タブレット端末を活用した地域学習を管内で実現できた条件及び他地区での実現可能性について
- ・ 不登校児童生徒に対する独自クラスルームの編成等を行っている自治体について
- ・ オンライン学習授業の配信状況と、全県にそれを広げるためのヒントについて

##### ○淡路教育事務所

- ・ 不登校児童生徒の対策としてフリースクールとの連携に係る現状について
- ・ コロナ禍を契機としたオンライン授業をはじめとする不登校児童生徒への教育支

### 3 今後の方向性について

当局の取組状況調査、専門家からの意見聴取、県内各地域での管内調査等を通じて、児童生徒等に対する新型コロナウイルス感染症の影響及びその対応について、現状と課題を調査し、これらの結果を踏まえて、今後取り組むべき方向性について取りまとめた。

#### (1) 現状と課題

##### ①学校の臨時休業

新型コロナウイルス感染症が全国に拡大し始めた当初は、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示され、文部科学省から各学校の設置者に対して、令和2年3月2日から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を行うよう通知がされた。

しかし、全国一斉の休校については、学びの保障の観点や、児童生徒への心身の影響、保護者の負担の増大等の課題もあり、その後は、国から全国一斉の休校を要請されることはなく、地域の感染状況に応じて学校設置者が慎重に判断すべきという方針が示されている。

兵庫県においても、①児童生徒の学びの保障や心身への影響等を考慮し、地域一斉の臨時休校は行わない ②「学校に持ち込まない、学校内で感染拡大させない」を基本に感染防止対策を徹底する ③臨時休業の要否等について、学校保健安全法第20条に基づき、感染が広がっているおそれの範囲に応じて学校ごとに判断する という方針が県教育委員会から示され、各学校において対策・対応が行われている。

##### ②感染防止対策

県立学校における感染防止対策は、まず「学校に持ち込まない対策」として、家族を含め体調不良の者がいる場合は登校しないことを徹底している。その際に、感染不安等の合理的理由がある場合は欠席扱いにしないことを示している。

次に「学校内で感染拡大させない対策」として、児童生徒に対し不織布マスクを着用することを強く奨励している。また、給食の際は、同一方向を向き黙食することを徹底している。

その他に、児童生徒に対して新型コロナワクチン接種の促進や、新型コロナウイルスに対する理解を促進することで、感染防止対策を徹底している。

オミクロン株による感染拡大期においては、①接触機会を減らす ②マスクを外す活動を制限する という考え方の基で、教育活動については、県外での活動は行わない、計画済みの行事については感染防止対策を徹底する、保護者等を学校内に入れる行事は行わない、必要ならオンラインも検討する等とした通知を行っている。

また、全県立学校に約42,000個の抗原検査キットを配備し、児童生徒・教職員の体調が変調した場合等に、検査を行い適正に対応することで、学校内での感染拡大防止の対策を行っている。しかし、この抗原検査キットについては、安全性や正確性の面から、学校内で有効に使われているとは言えないといった課題も指摘されている。

##### ③教職員感染時の授業継続対策

県立学校においては、教職員が新型コロナウイルスに感染し、授業が継続できなくなるリ

スクを下げするために、教職員のワクチン優先接種を令和3年度の夏期休業期間中に実施した。また、教職員が新型コロナウイルスに感染した時に備え、授業内容や進捗、学級の情報等を教職員間で共有することを徹底している。

しかし、感染拡大期においては、複数の教員が同時期に感染したり、保育所が休業になり子どもを預けている教員が出勤できなかつたりすることで、校長教頭を含めた他の教員のサポートだけでは、全クラスの授業が成り立たないといった事例も発生しており、授業継続の上での課題となっている。また、教頭等が、コロナ感染者に関する保健所等への報告書作成に忙殺されている状況もある。

#### ④ ICTを活用した授業継続、学習支援

新型コロナウイルス感染症の拡大により、文部科学省の「GIGAスクール構想」による、「1人1台端末」と学校における高速の通信ネットワークの整備については、予算が前倒しで付けられ急激に加速した。

県立学校においても、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、オンラインによる授業配信や教科指導に関する動画作成、Google Classroom等を活用した個別指導、クラス単位での学習支援を行っている。また、通信環境のない家庭に対しては、通信機能付きタブレット端末機器を貸与することで、家庭でのICT活用を可能にしている。

しかし、ICTを活用した授業継続、学習支援については、市町間、学校間でばらつきが出ているといった課題がある。この課題は、ICT環境の整備といったハード面の課題もあるが、教員のICT活用の資質や使用頻度の差といったソフト面での課題が大きい。コロナ収束後においても、Society5.0時代においては、教員のICT活用の資質向上、デジタルデバイドの解消が非常に重要であり、大きな課題である。

また、低学年の児童や知的障害がある生徒に対するオンライン授業などの家庭でのICT活用には、保護者の協力が必要であり家庭との連携に課題がある。

その他にも、ICTの多用により、生徒同士、生徒と教職員のつながりが希薄になる恐れがあるので、コミュニケーション能力や人間性を涵養するために、人間としての心豊かなふれあいがこれまで以上に大切になるといった課題も指摘されている。

#### ⑤ 児童生徒の心のケア

長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響により、感染症への恐れや学校生活への不安等、心理的ストレスを抱えている児童生徒が一定程度存在している。このことは、精神的に不安定な状況にある児童生徒の状況を把握し、その心の理解とケアへの取組に資するために、県教育委員会が計6回実施した、「新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケアアンケート」の調査結果からも明らかである。

その児童生徒への心のケアとして、①SNS悩み相談等の相談体制の充実 ②ストレス対処法等の特別授業等の実施 ③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家との連携の充実 ④新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別、いじめ防止等に向けた指導の徹底 等の取組を、県教育委員会を中心に各市町教育委員会や各学校で行っているところである。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響は、これまで誰も経験をしたことのない対応を求め続けられ、児童生徒の心身にどのような影響を与え続けているのかも未知であり、実際

に児童生徒の心を理解することや把握することが困難であるという課題がある。

また、そのような状況の中で、児童生徒に対して心のケアを充分に行うには、ストレス等の「心の健康」を学ぶ授業時間や、スクールカウンセラーに充てられる予算が不足しているといった課題がある。

## (2) 課題解決に向けた施策の方向性

### ①オンライン授業等ICTの活用

新型コロナウイルス感染症の拡大を機に加速した学校現場でのICTの活用は、上記の課題に対する解決策にもなり、それ以上の効果をもたらすことも期待される。

例えば、感染拡大による学校の臨時休業や学級閉鎖時への対応としては、双方向でのオンライン授業を行うことで、児童生徒が家にいながら授業を受けることが可能になり、感染拡大を防止することができる。

感染拡大期に複数の教員が欠勤した場合についても、オンライン授業を活用することで、教員が家にいながら教室にいる児童生徒に対して授業を行ったり、1人の教員が複数のクラスを同時に授業する等といった対応が考えられる。

また、感染不安で学校に通えない児童生徒や、それ以外の理由による不登校児童生徒に対しても、オンライン授業の活用は効果的であり、コロナ収束後においても、不登校児童生徒対策として有効な手段となりうる。

それ以外にも、大学等とオンラインでつながり専門性を早期に高める学習が可能になる、従来対面で行っていた国際交流をオンラインで実施できる、オンラインによる共同学習や居住地交流により生徒間の交流が進む、オンライン授業の方が児童生徒の集中力や興味関心を高めることができるといった効果や、ペーパーレス化、時間の短縮・効率化についても期待される場所である。

### ②デジタルデバイドの解消

上記のオンライン授業等でICTを活用するためには、教員がICTを活用できなければならないが、現状ではICTの活用スキルには教員間でばらつきがあり、特にベテランの教員ほどICTの活用を苦手としている傾向がある。また、学校全体・市町全体としてのICT活用の取組にもばらつきがあり、教員間、学校間、市町間それぞれで、情報格差いわゆるデジタルデバイドが生じている。

そのデジタルデバイドを解消するためには、何より前提としてICTの環境整備が必要である。校内ネットワーク回線の整備、パソコンやタブレット等端末機器の整備、情報セキュリティの整備等である。文部科学省の「GIGAスクール構想」により、各学校に予算が付けられ急激にICTの環境整備は進んでいるが、日進月歩のICT業界においては、新たな環境整備や維持管理のための予算確保が常に求められるので、必要な財政措置を講じるよう国への要望を継続させる必要がある。

次に、教員個人のICT活用スキルを向上させるためには、研修が必要である。県教育委員会でも、教員が自身のICTスキルを把握し、そのレベルに応じた研修が受けられる「ICT活用指導カステップアッププログラム」という研修を行っている。

そういった県全体の研修に加え、校内での研修も効果的である。情報担当の教員やICT

が得意な教員を中心に、校内でICTの研修を行い、各教科でのICT活用について話し合うことで、教員間で情報共有ができ、お互いに助け合いサポートすることができる。そういった研修等において、ICT活用の好事例や先進的な事例を紹介し合うことで、教員間、学校間、市町間でも情報共有が可能になり、デジタルデバイドを解消する一因となりうるのである。

また、県教育委員会において、各学校・各市町でのオンライン授業等ICTの活用状況を定期的に調査・把握し、対応が進んでいないところには、情報教育専門推進員等のICT専門家を派遣する。そこで、問題点の洗い出し、助言・サポート、解決をするといった取組も、デジタルデバイドの解消に繋がると考えられる。

### ③心のケアの充実、取組強化

兵庫県立大学の富永教授が「コロナ禍は東日本大震災を超える大災害である」と指摘するように、新型コロナウイルス感染症による影響は、これまで誰も経験をしたことのない対応を求め続けられており、児童生徒への心のケアについても、これまでになく対応が求められている。

現場のスクールカウンセラーである中村氏からは、小中学校で年210時間、高校で年80時間のスクールカウンセラー派遣では、「とにかく時間が足りません」と指摘をされたが、児童生徒への心のケアの充実のためには、まずは専門家であるスクールカウンセラーの学校への派遣時間を増やすことが必要である。

スクールカウンセラーの派遣時間を増やすことで、児童生徒からの相談業務に加え、保護者や教員からの相談業務、教職員などへの研修、心のケアを行う授業についての教員との打ち合わせ等に時間を確保することができ、それが結果として、児童生徒への心のケアに繋がるのである。そのためには、現在の国からの予算では充分ではないので、必要な財政措置を講じるよう国への要望を継続させる必要がある。

また、今は総合的な学習の時間の中で、「ストレスについて学ぶ授業」を実施しているが、児童生徒の心のケアに対しては、それだけでは不十分である。例えば、ストレスチェック、ストレスマネジメント体験、教育相談が一体となった「心の健康授業」を教育課程に位置付けて、年間を通して特別授業を実施していくことや、新型コロナウイルス感染症等への正しい知識を学び、差別や偏見につながらない授業を実施していくことが重要である。そのためには、学習指導要領の改訂が必要であり、これについても国に対して要望をしていく必要がある。

### (3) おわりに

未曾有のコロナ禍は、社会の生活様式を大きく変え、学校生活にも大きな影響を与えている。この調査研究で見てきたとおり、マイナスの影響も少なくはないが、ICT活用の推進等プラスの影響もあり、学校が変わるための好機であると捉えることもできる。

「転禍為福（禍を転じて福となす）」ではないが、このコロナ禍を機会に学校がより良く変わり、より良い教育を行うことができるよう、今後も前向きに変革に取り組んでいくことが求められる。